平成２２年（フ）第１０２６号
宮城県多賀城市山王字山王二区195番地の６
債務者　三浦　安彦
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３４号
仙台市宮城野区福室５丁目11番２号　シティハイツ源Ⅱ―103
債務者　遠藤　和弘
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４７号
仙台市青葉区川内大工町46番地の１
債務者　西條久美子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６８号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘３丁目16番17号
債務者　長澤えな子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９２号
仙台市太白区太白２丁目20番12―303号
債務者　佐藤　則昭
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９３号
仙台市太白区太白２丁目20番12―303号
債務者　佐藤　和枝
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
宮城県角田市尾山字上日向１番地４
債務者　小野ゆう子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第８９号
宮城県石巻市羽黒町２丁目１番２号
債務者　今野まさえ
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
宮城県東松島市野蒜字北赤崎14番地４、前住所宮城県桃生郡鳴瀬町野蒜字赤崎14番地４
債務者　高橋　恭子
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
秋田県大館市杉沢字屋布８番地、前住所秋田県大館市根下戸字小館花尻275番地２
債務者　武田　正彦
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１３１号
茨城県日立市滑川本町２丁目14番５－３号
債務者　柳橋　新一
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１３４号
茨城県日立市日高町３丁目26番10号
債務者　鴨作　久美
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１３８号
茨城県日立市田尻町４丁目７番15号
債務者　根本由紀子
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４１号
茨城県高萩市春日町１丁目３番地
債務者　渡邊　　幸
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４７号
茨城県高萩市大字上手綱2047番地の１、前住所静岡県伊豆の国市古奈1176番地の２　アジュール松葉101号
債務者　齋藤　　晃
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５２号
茨城県日立市大みか町１丁目34番15―101号
債務者　小林　富枝
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２４３号
茨城県つくば市横町368番地６
債務者　佐藤　理恵
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５９号
茨城県土浦市東崎町６番30号ポプラの郷401
債務者　佐藤　清彦
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係